



募集のご案内

足利銀行の望ましい受け皿のあり方 に関する県民意見の募集



国は、預金保険法第120条の規定に基づき、足利銀行の一時国有化状態を、今後、合併、営業譲渡、株式譲渡のいずれかで終了させることとしています。

県としては、県民生活の安定や県内経済の発展のため、「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について、県民の方々のご意見を伺った上で、国に提案する考えです。

そのため、「**足利銀行の望ましい受け皿、望ましい受け皿の実現に向けた県の関与(受け皿への出資の可否を含む。)**」に関する**県民のご意見を募集**します。

寄せられたご意見は、「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について検討を進めている県産業再生委員会に提供されます。

ご意見のある方は、**必ず、氏名または名称、職業、住所(メールアドレスでも可)を記載の上、郵送、ファクスまたはEメールで、下記の送付先までご意見をお寄せください**(様式は自由)。

ご意見を募集する期間

平成17年1月5日(水)～平成17年2月4日(金)

ご意見の送付先

郵送の場合 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県出納局会計課

FAXの場合 028-623-3016

メールの場合 ashigin-iken@pref.tochigi.jp

県のホームページ(<http://www.pref.tochigi.jp/>)からもアクセス可

電話等によるご意見は、ご遠慮願います。

いただいたご意見の取扱い

いただいたご意見は、氏名または名称を含めて公表させていただくことがあります。

個々のご意見に対する回答はしませんので、予めご了承ください。

本件に係る照会先

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
栃木県出納局会計課 公金管理担当
TEL:028-623-3011 FAX:028-623-3016